

○宇土市民グラウンドの設置等に関する条例

昭和49年9月10日

条例第51号

改正 昭和50年3月24日条例第22号

昭和54年6月30日条例第27号

昭和54年12月21日条例第33号

昭和55年3月29日条例第6号

昭和58年3月25日条例第16号

平成元年3月27日条例第31号

平成9年3月26日条例第8号

平成12年9月25日条例第34号

平成13年3月23日条例第14号

平成13年9月25日条例第26号

平成15年3月27日条例第4号

平成17年1月14日条例第29号

平成18年3月7日条例第2号

平成25年12月20日条例第47号

令和元年7月2日条例第6号

(設置)

第1条 本市は市民のスポーツ振興及び体位向上を図るために、市民グラウンドを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民グラウンドの名称及び位置は、別表第1に定めるところによる。

(使用の許可)

第3条 市民グラウンド又はその夜間照明施設を使用しようとする者は、宇土市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可してはならない。

- (1) 社会の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は備品を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民グラウンドの管理上教育委員会が必要と認めるとき。

3 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第2項各号に該当することとなったとき、又は同条第3項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段による許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民グラウンドの管理上教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに伴う損害賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第5条 使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、第3条の規定による許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 既に納入した使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により、夜間照明施設を使用することができなくなったとき。

(2) 使用期間の初日の3日前までに使用の中止を申し出たとき。

4 前項ただし書の規定により返還する使用料の額は、使用許可の期間に対し使用することのできない期間の割合に応じて算定するものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(1) 市及び教育委員会が主催するとき。

(2) 市長が公共上必要と認めるとき。

(損害賠償)

第7条 使用者が故意又は重大な過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第8条 立岡総合グラウンドの管理に関する事項については、宇土市スポーツセンター条例（平成15年条例第13号）に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第22号）

この条例は、昭和50年3月25日から施行する。

附 則（昭和54年条例第27号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第6号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日以降の使用分から適用する。

附 則（平成元年条例第31号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成12年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第29号）

この条例は、平成17年1月15日から施行する。

附 則（平成18年条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第47号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に行われる施設の使用等に係る料金について適用する。

附 則（令和元年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に使用する施設等の使用料について適用する。

#### 別表第1（第2条関係）

名称	位置
立岡総合グラウンド	宇城市松橋町古保山584番地
網津地区市民グラウンド	宇土市網津町1961番地

#### 別表第2（第5条関係）

区分	種別	使用料	備考
市内居住者及び市内事業所等	グラウンド使用料	無料	
	ソフトボール（1面）		
	夜間照明使用料	1時間1面につき1,700円	
市外居住者及	グラウンド使用料	1時間1面につき430円	

び市外事業所 等	ソフトボール（1 面）		
	夜間照明使用料	1時間1面につき2,540円	